

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門部会	協定項目分類
	中項目			方針	方針				
	小項目		調整内容			調整内容			
	細項目			時期	時期				
1	08 建設	統合(一本化)	1 現行の加入団体を(釧路市、釧路町に)一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の加入してきた団体に新市として新たに加入する。	1の記述を修正	釧路町離脱による	建設	18
	02 河川の状況	合併時		同左					
	01 河川管理								
	06 河川管理関係団体への加入								
2	08 建設	統合(一本化)	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。	同左	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。 2 委員の構成については、4市町の地域バランスを考慮する。	2の記述を追加	地域バランスを考慮した委員構成について記述すべきとの小委員会の論議による	建設	16
	04 公営住宅の状況	合併時		同左					
	01 市町村営住宅								
	04 入居者選考委員会								
3	08 建設	統合(一本化)	1 6市町村のうち、釧路市単独の事業であり特に課題はないため、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述を修正	調整内容の表現を精査	建設	25-16
	08 港湾の状況	合併時		同左					
	01 港湾整備								
	01 港湾指定								
4	09 都市計画	調整不要	1 都市計画法に基づく基礎調査結果による統計的資料であり、調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	01 地目別土地利用								
5	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	02 都市計画区域								
6	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画	
	01 まちづくりの状況								
	02 土地利用								
	03 用途地域								

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容						
	小項目										
	細項目										
7	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であるが、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	02 土地利用										
	04 特別用途地区										
8	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	02 土地利用										
	05 防火地域・準防火地域										
9	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	02 土地利用										
	06 臨港地区										
10	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	02 土地利用										
	07 駐車場整備地区										
11	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	02 土地利用										
	08 地区計画										
12	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	03 都市施設										
	01 都市計画道路										

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容						
	小項目										
	細項目										
13	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	03 都市施設										
	02 都市計画公園・緑地										
14	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	03 都市施設										
	03 都市計画下水道										
15	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左		調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため	都市計画		
	01 まちづくりの状況										
	03 都市施設										
	04 その他都市施設										
16	09 都市計画	その他	1 現状において、対象となる事業はないことから、合併後の対応となる。	同左	同左				都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況										
	04 市街地開発事業										
	01 市街地開発事業の計画決定・変更										
17	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 現況を踏まえ統合する。	同左	同左				都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況										
	08 町名・住居表示	合併時									
	02 住居表示の現況										
18	09 都市計画	統合 (一本化)	1 図面サイズや販売方法等の相違について、3年程度で調整を図り一本化する。	同左	同左				都市計画	25-17	
	01 まちづくりの状況										
	09 その他都市計画関連事項	経過措置 3年程度									
	02 都市計画図等の作成・頒布										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
19	09 都市計画	統合 (一本化)	1 下水道施設・水道施設等への利活用の拡大等を考慮し、3年程度で一本化を図る。	同左	同左				都市計画	25-17		
	01 まちづくりの状況			同左								
	09 その他都市計画関連事項	経過措置 3年程度										
	03 都市計画現況図数値化事業											
20	09 都市計画	統合 (一本化)	1 6市町村においては、都市公園法に基づいて、条例等を定めている。  2 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況を見て一本化を図る。  <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 釧路町…街区公園等小規模なものは、町内会等に応分の負担を支払い維持管理をお願いしている。また、大規模なものは民間へ委託している。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。 鶴居村…維持管理については、9割方振興公社に委託している。	同左	1 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。  <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。  2 公園施設管理条例については、釧路市の村田公園や白糠町のパシクルなど各市町類似の条例があることから今後統一することとする。	1の記述を削除し、「2」を「1」に修正  修正後の1の記述を修正  <各自治体の維持管理の実態>の記述中、釧路町と鶴居村に関する記述を削除  2の記述を追加	については、釧路町・鶴居村離脱による  については、「公園の維持管理委託の一本化の方向性を検討すべき」との小委員会の論議を受け、09-03-02-01「街路樹の維持管理」と同様の記述に統一  については、「市町が独自制定している公園条例の一本化の方向性を検討すべき」との小委員会の論議による	都市計画	25-17			
	03 公園・緑化の状況			同左								
	01 公園	経過措置 3年程度										
	02 都市公園の維持管理											
21	09 都市計画	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正  1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の事業を」に修正	とも、釧路町離脱により、釧路市のみ事業に一本化となるため	都市計画	19			
	03 公園・緑化の状況			同左								
	01 公園	合併時										
	03 有料公園施設											
22	09 都市計画	統合 (一本化)	1 維持管理に関わる委託先等については、各自治体の実情に合わせた体制が取られていることから、合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。	同左	同左				都市計画	25-17		
	03 公園・緑化の状況			同左								
	02 緑化	経過措置 3年程度										
	01 街路樹の維持管理											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
23	10	下水道	統合 (一本化)  合併時	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ (1) 下水道の整備計画や進捗状況、経営内容の積極的な公開、経営のあり方や使用料について、専門家や幅広い住民からの意見の聴取、使用料改定の算定根拠の情報開示など行政の説明責任があることから、審議会を設置する。 (2) 地域の意見を反映させるため、地域のバランスに配慮した委員構成とする。	同左	1 新市においては、下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、4市町の地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努める。	調整内容の記述を修正	新市下水道組織の母体となる釧路市の機構が見直され、平成16年度から下水道事業と水道事業が統合したため	上下水道	16	
	01	下水道の状況									
	03	管理運営									
	08	下水道審議会									
24	10	下水道	統合 (一本化)  経過措置 5年程度	1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) 鶴居村については、整備手法が異なることから現在の使用料を別途段階的に補正する。 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。  2 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	同左  同左	1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) なお、阿寒湖温泉地区の水道用途が営業用の利用者については、地域の持つ特殊性や下水道使用料同一化により使用料が極端に増加することなどに十分配慮しながら別途段階的に補正する。  2 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。  3 消費税及び地方消費税(現行4% + 1% = 5%)については、合併時の税率で統一する。	1の記述中、「鶴居村については、～補正する。」を削除するとともに、阿寒湖温泉地区の取扱いを追加  1の記述の後段を2の記述へ分割  「2」を「3」に修正	については、鶴居村の離脱及び阿寒湖温泉地区の取扱いを明示するため  については、の修正に連動して	上下水道	19	
	02	下水道使用料等の状況									
	01	使用料等									
	01	使用料									